

富山県ひとり親家庭等自立促進計画の改定（第4次 計画期間令和2～6年度）

○「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、

①国が基本方針を定め、

②県は、基本方針に即し、区域におけるひとり親家庭等の動向、基本的な施策の方針、具体的な措置に関する事項を定める。

国基本方針：母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（R2厚労省告示78号 R2.3.23 公布）

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために講じようとする施策の基本となるべき事項(法第12条第1項第2号)

国基本方針

【基本目標】

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立を図るためには、

- ①子育てや生活支援策
- ②就業支援策
- ③養育費の確保策
- ④経済的支援策

を総合的かつ計画的に展開することが不可欠であり、これを積極的に推進する。これにより、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の収入状況、就業状況、養育費取得状況等の生活状況の好転を図る。

県計画改定案

【計画の目標】

ひとり親等が自立を図り、家庭生活と職業生活において、安定した暮らしを築くとともに、安心して子育てをすることができる社会づくり

【基本的施策】

- ①相談・情報提供機能や広報啓発の充実強化
- ②就業支援の積極的推進
- ③子育て・生活支援策の充実強化
- ④養育費確保及び面会交流の推進
- ⑤経済的支援の推進

本県の基本的施策は、従前からある「相談・情報提供機能の充実強化」を含めた5つの柱を堅持する。

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のためにすべき具体的な措置(法第12条第1項第3号)

国基本方針において、①厚生労働大臣が提示した施策のほか、②自治体が独自で実施する施策を当計画に盛り込むべきとされていることから、本県独自施策(★)を記載する。

国基本方針の主な内容

1 相談体制の整備

- 総合的な相談窓口の整備
- 相談機関関係職員を対象とした研修等の実施
 - ・相談機関関係職員の人材の確保・育成及び専門性の向上
- 支援施策及び相談窓口に関する分かりやすい情報提供の推進
- 母子生活支援施設や民間団体との連携における相談体制の充実

行政との関わりを持つ機会が持ちづらい母子家庭等に必要な支援が行き届くように

3 就業支援体制

- 母子家庭等就業・自立支援事業の実施
- 母子・父子自立支援プログラム策定等事業の実施
- より良い就業に向けた能力の開発
 - ・母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金等の活用
 - ・高等学校卒業程度認定試験の合格支援
- 公共職業訓練の実施
- 母子家庭等の母及び父子家庭の父の雇用に関する啓発活動等・情報提供
- 所得の増大に結び付く就業機会創出のための支援
 - ・母子家庭の母、父子家庭の父、並びに寡婦に対する起業支援
- 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の状況に応じた就職あっせん(公共職業安定機関等との連携)

県計画改定案の骨子

R2県予算措置状況

1 相談・情報提供機能や広報啓発の充実強化

- 母子・父子自立支援員の活動促進 母子・父子自立支援員費(R2:6,075千円)
- 母子・父子自立支援員等の資質向上 研修の実施や参加支援
- ひとり親家庭等に対する支援施策の広報、周知及び相談機会の提供
- 民間団体との連携による相談体制の充実
- 非常時における情報提供体制の強化

2 就業支援の積極的推進

- ≪就業相談・就職支援≫ 母子家庭等就業・自立支援センター事業(R2:10,156千円)
母子・父子自立支援プログラム策定事業(R2:524千円)
- 母子家庭等就業・自立支援センター等による親及び子どもの就業支援
- 母子・父子自立支援プログラム策定等事業の実施
- ★女性就業支援センターによる支援
- ≪就業に向けた能力開発≫ 母子家庭等自立支援給付金事業(R2:7,782千円)
- 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業等による資格取得の積極的支援
- 好条件での就職・転職につなげる。
- 職業訓練を受けやすい環境の整備等
 - ★託児サービスの導入やものづくり分野での職業訓練コースの実施
- ≪就業機会創出のための支援≫
- ひとり親等の雇用に関する事業主への働きかけ
- ★一般事業主行動計画の策定を義務付ける企業の範囲の拡大
- ひとり親等の起業に対する支援
- ハローワーク等と連携した就業支援

国基本方針の主な内容

2 子育て支援、生活の場の整備

- 保育所等の優先的利用の推進
- 公営住宅の積極的活用の推進
- 住宅資金や転宅資金の貸付の実施
- ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施
- ひとり親家庭等生活向上事業の実施
 - ・子どもを対象とした学習支援等
 - ・親同士の情報交換の場の提供等

4 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進

- 面会交流に関する相談支援
- 事前相談、支援計画の作成や子どもの付添い等の面会交流援助等の支援を実施

5 経済的支援策

- 児童扶養手当に関する情報提供及び適正な給付業務の実施
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する情報提供、適正な貸付業務の実施

6 広報啓発

情報の取得が困難な者にも行き届くような広報活動を実施

7 相談に従事する職員や窓口対応を行う職員に対する研修等の実施 <項目新設>

- 研修開催や参加を促す等による人材の確保や専門性の向上を推進

県計画改定案の骨子

R2県予算措置状況

3 子育て・生活支援策の充実強化

<<子どもを安心して育てられ、子どもが心身ともに健やかに成長できる環境づくりの推進>>

- 保育所等の優先的利用や多様な保育の充実
- ★ひとり親家庭等子育てサポート事業の実施

ひとり親家庭等子育てサポート事業(R2:2,791千円)
ひとり親家庭等生活向上事業(R2:5,339千円)

- ★こども食堂の取組みへの支援

<<生活に関する支援>>

- 公営住宅の優先的入居の推進
- 住宅資金や転宅資金の貸付の実施
- ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施・提供体制の整備

安定した生活の場の確保や、安心して子育てできる環境づくりに努める。

ひとり親家庭等日常生活支援事業(R2:84千円)

<<身近な地域での支援の促進、地域活動への参加促進>>

- 学習支援ボランティア等によるひとり親家庭の子どもへの学習支援
- 母子・父子福祉団体活動や地域行事等への参加促進

4 養育費確保及び面会交流の推進

- 面会交流に係る個別支援の実施
- 養育費の履行の確保に向けた取組み

個別支援により面会交流の円滑な実施を図る。

5 経済的支援の推進

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- ★ひとり親家庭等医療費助成の実施
- 非常時における各種支援制度の活用

各種支援制度の活用等により経済的負担の軽減を図る。

<<拡充>>貸付対象に大学院を追加(修学資金等)、対象経費に自宅通学における生活費等を追加(修学資金)等

児童扶養手当給付費(R2:202,715千円)
母子父子寡婦福祉資金貸付事業(R2:83,454千円)
ひとり親家庭等医療費(R2:239,734千円)

「広報啓発」及び

「相談に従事する職員等の研修」は、「1相談・情報提供機能の充実強化」に記載